

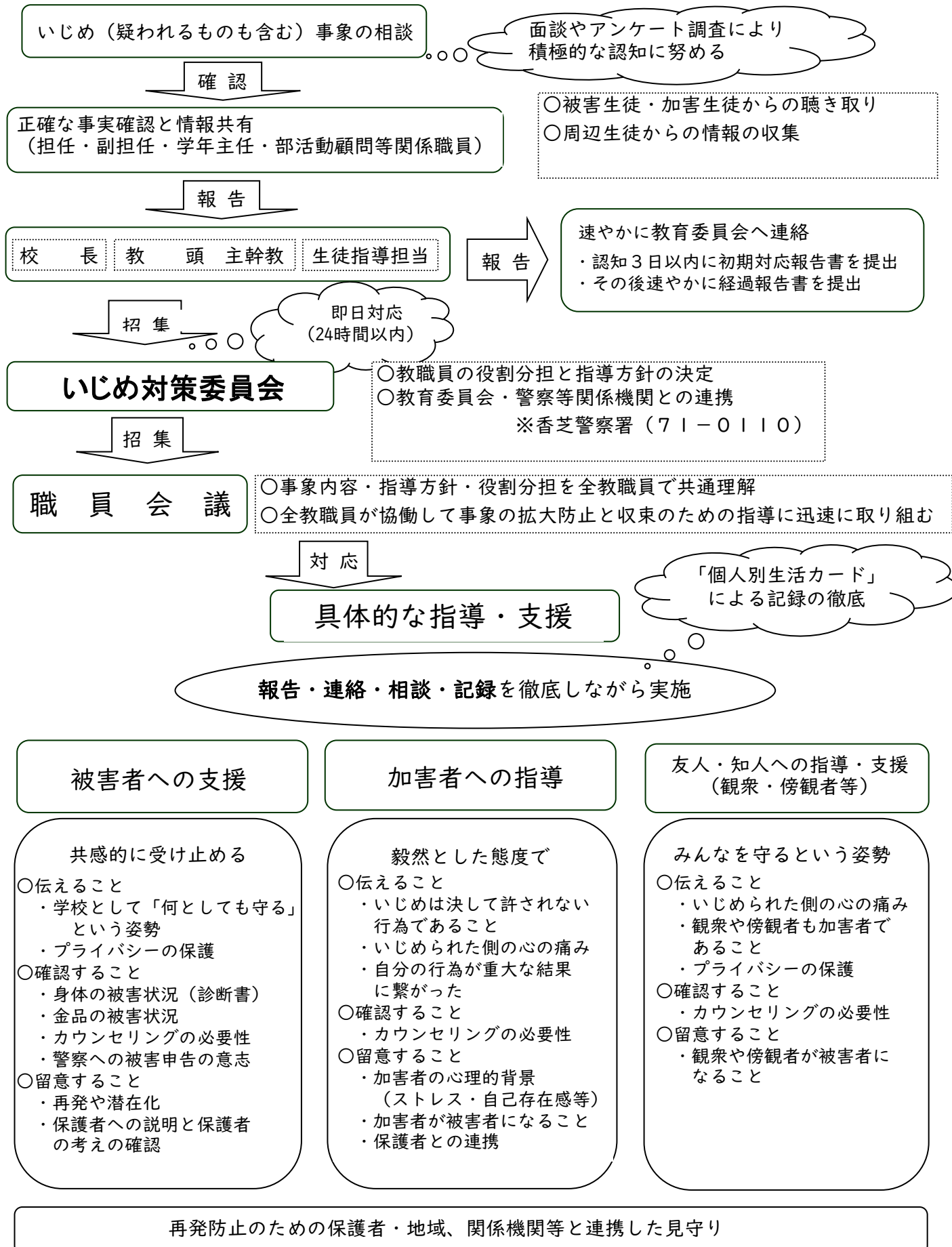
いじめ対策委員会 22条

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・
生徒指導主任・人権教育部長・教育相談担当教
員・
養護教諭・学年主任・各担任等

※必要に応じて、スクールカウンセラーや
スクールソーシャルワーカー等の外部専門

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発
見及びいじめへの対処等に関する措置を実効
的に行うため、組織的な対応を行うため中核と
なる組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問
題を抱え込むことのないように、教職員全体で
共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確
実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を
行う。

組織対応の流れ**重大事態への対応**

- ・速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- ・教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。